学術図書出版契約書

様式第３（出版助成）

　　　年度 愛知大学出版助成金の援助を受ける「 　 　 」の出版について、本図書の著作権者「 」（以下「甲」という。）と出版者「 　　　　　　　　　 」（以下「乙」という。）の間において次の事項を契約する。

第1条　この図書の著作権は、甲[著作権者「 　　　 」]が有し、甲は乙に対してこの図書の初版の出版権を設定する。

第２条　甲は、この図書の著作編集及び校正に関する一切の責任を負い、乙は、この図書の出版発行に関する一切の責任を負う。

第３条　甲は、乙に対し愛知大学出版助成金「　　　　　　　　　　」円也を上限に、この図書の直接出版経費の一部として支払うものとする。

２　　直接出版経費実費（組版代、製版代、刷版代、印刷代、用紙代、製本代）の５０％が、前項記載金額を下回る場合には、前項にかかわらず、愛知大学出版助成金額を直接出版経費実費の５０％に減額する。ただし、助成額に1万円未満の端数のある時は、その端数金額は切り捨てる。

　３　　愛知大学出版助成申請書記載頁数より、１０％以上の頁減が生じた場合は、助成額の減額を行う。

４　　前項の助成金は、愛知大学から出版後速やかに支払うものとする。

第４条　この図書の初版分に関しては、無印税とする。

第５条　この図書の発行部数は「 」部とし、そのうち乙は甲に対し著者納本「　　　　　」部および献本用として「 」部を納本する。

　２　　前項に定める図書の発送は、甲の提出するリストに基づき、乙が発送手配を行うものとする。なお、原則、愛知大学は郵送料のみ負担することとし、その他発生する費用は乙負担とする。

第６条　この図書の定価は「 　」円とする。

第７条　この図書の刊行は、契約の日からこれに着手し、 　　 年 月 日までに完了するものとする。

第８条　甲は、乙に対し契約と同時に完全原稿を渡し、原稿を渡した後においては、前条の期限内の完了に支障をきたすような原稿改訂及び校正は行わないものとする。

第９条　乙は、原稿入手後は他の刊行物に優先して刊行に努力し、第７条の期限までの完了を厳守するものとする。

２　　前項の期限までに出版完了に至らない場合には、愛知大学出版助成金交付が取り止めとなることがある。

第10条　この図書の出版にあたり愛知大学出版助成金の交付の取り止め、その他事故が生じた場合には、甲乙双方協議の上解決するものとし、双方とも愛知大学に対し異議をとなえない。

第11条　甲が愛知大学からこの図書の出版に関する経理の監査その他を求められたときは、乙は甲に対し資料の提出・説明その他について便宜を与えるものとする。

第12条　上記以外の事項については、そのつど協議の上で決定する。

この契約の証として本契約書２通を作成し、署名押印の上おのおの１通を保有するものとする。

年 月 日

（甲）著 作 権 者

住 所

氏 名

（乙）出 版 者（社）

住 所

氏 名